



2020年（令和2年）10月15日

京都市長 門川 大作 様

京都市持続可能な行財政審議会会長 小西 砂千夫 様

京都市都市経営戦略監 森元 正純 様

京都市行財政局財政担当局長 劍刀 岳秀 様

京都市保健福祉局長 三宅 英知 様

京都市子ども若者はぐくみ局長 久保 敦 様

京都市保健福祉局保健福祉部長 西窪 一 様

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部長 塩山 晃弘 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室長 德永 博己 様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室長 北川 博巳 様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課長 田中 超 様

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課長 今井 篤 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木



京都市の福祉医療制度の拡充に関する要請書

貴職におかれましては、社会保障の維持・発展にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

本会は京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）約2,315人で組織する団体です。

社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

さて、(1)京都市は2020年7月2日以降、歳入歳出の抜本的な見直しを検討する「持続可能な行財政審議会」を開催し、歳出面では社会福祉を含む市民サービスのカットを検討課題に挙げていると報じられています。検討資料「本市で実施している任意事業（主なもの）」を見ると、とりわけ患者、子育て世代、学童、老人、障害者、被災者等、社会的弱者を対象に実施されているサービスが軒並み検討対象に挙げられています。これらのサービスは全て、市民が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ために必要な施策です。「深く息づく伝統の中に新たな文化が生まれている」世界有数の「国際都市」京都市に住む市民の生活の中にしっかりと根付いている制度です。医療の分野では、「①老人医療費助成制度」「③重度心身障害児者医療助成制度」「④ひとり親家庭等医療費助成制度」「⑤子ども医療費支給制度」「重症老人健康管理事業」「学童う歯対策」という優れた制度が実施され、多くの患者がその恩恵を受けています。これがもしも廃止、改悪されれば、社会的な立場の弱い多くの患者が影響を受けます。他の市都道府県にも誇る、これら素晴らしい制度を2020年度以降も存続してください。廃止や制度改悪の検討を行わないでください。

(2) 京都市を除く府内市町村では、妊娠中毒症等療養援護の制度が実施されています。京都市は2004年度から妊娠中毒症等療養援護の制度を廃止していますが、全国的に見て

も実施していない自治体の方が少ないと思われます。「京都市未来こどもはぐくみプラン」では「子どもが喜びの中で生まれ育ち、みんなが子育てに夢を持つことのできるまち」を目指すと謳われており、少なくとも早急に妊娠中毒症等療養援護の制度を復活すべきです。

一方で、上記検討会のまとめでは、周産期のうつ病の重症化等も報告されており、疾病を限定しない医療費助成制度の創設が求められています。

(3) 京都府保険医協会は2020年8月5日、京都府知事に対し、「京都府の福祉医療制度の拡充に関する要請書」を提出し、下記の三の(1)から(5)に記載した改善を要請しました。これらの制度を京都府の制度として実現できるよう、京都府に働きかけることを求めます。

また、京都府において実現できない場合であっても、京都市において独自に制度を拡充していただきますよう合わせて求めます。

以上を踏まえて、下記の事項を改めて要請させていただきます。

記

一、京都市「持続可能な行財政審議会」において社会福祉を含む市民サービスのカットを検討課題に挙げられていると報じられていますが、京都市で実施されている「④老人医療費助成制度」「⑤重度心身障害児者医療助成制度」「⑥ひとり親家庭等医療費助成制度」「⑦子ども医療費支給制度」「重症老人健康管理事業」は2020年度以降も存続してください。廃止や制度改悪の検討を行わないでください。

二、府内他市町村では実施されているにもかかわらず、京都市では2004年度から廃止されている妊娠中毒症等療養援護の制度を、早急に復活してください。

三、京都市において、以下の福祉医療の改善を行ってください。

(1) 妊婦、産婦、褥婦に対する福祉医療制度を新設してください。なお、制度設計にあっては、①対象は母子健康手帳交付日から出産月の翌々月末まで、②自己負担金は無料、③所得制限はなし、④給付方法は現物給付してください。

(2) ⑤重度心身障害児（者）医療助成制度、重度心身障害老人健康管理事業の対象について、「内部機能の障害」は身体障害者手帳3級の交付を受けた患者まで拡大してください。

(3) ⑦子ども医療費支給制度の入院外医療における自己負担金は中学校卒業まで無料又は200円限度にしてください。すぐに無理な場合であっても、就学前までの入院外医療における自己負担金を200円限度にしてください。

(4) 2017年12月末まで難病法に係る特定医療費助成制度「法別番号54」の旧実施機関番号「501」に該当していたが2018年1月から制度対象外となった患者について、「法別番号54」と同様の一部負担金で受診できるよう、福祉医療制度を新設してください。

(5) 公費負担医療制度の申請に必要な医師の意見書、臨床調査票等の作成費用について、医科診療報酬点数表B009 診療情報提供料（1）並みの金額（2,500円）まで助成（患者へ還付）してください。

京都府保険医協会

〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル
七觀音町637 インターワンプレイス烏丸6階
電話 075-212-8877／FAX 075-212-0707